

第9章 費用の負担

（基本標準掛金）

第74条 この基金は、この基金が支給する第1種退職年金のうち基本年金額に相当する部分及び第2種退職年金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、基本標準掛金を徴収する。

2 前項の基本標準掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ1,000分の38を乗じて得た額とする。

3 この基金の設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る基本標準掛金の額は、前項の規定にかかわらず、第1号に定める額に第2号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 前項の規定により、加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ同項の掛金率を乗じて得た額の合計額

（2） 報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額の計算の基礎となる給与の額に対するこの基金の設立事業所で受ける給与の額の割合

（基本特別掛金）

第74条の2 この基金は、第1種退職年金のうち基本年金額に相当する部分及び第2種退職年金に要する費用に充てるため、当分の間、給付の額の計算の基礎となる各月につき、基本特別掛金を徴収する。

2 前項の基本特別掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の13を乗じて得た額とする。

3 この基金の設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る基本特別掛金の額は、前項の規定にかかわらず、第1号に定める額に第2号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 前項の規定により、加入員の報酬標準給与の月額に同項の掛金率を乗じて得た額

（2） 報酬標準給与の月額の計算の基礎となる給与の月額に対するこの基金の設立事業所で受ける給与の月額の割合

(加算標準掛金)

第75条 この基金は、この基金が支給する第1種退職年金のうち第1加算年金額及び第2加算年金額に相当する部分、遺族一時金並びに脱退一時金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、加算標準掛金を徴収する。

2 前項の加算標準掛金の額は、加算適用加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の6を乗じて得た額とする。

(加算特別掛金)

第75条の2 この基金は、給付に対する費用に充てるため、当分の間、その給付の額の計算の基礎となる各月につき、加算特別掛金を徴収する。

2 前項の加算特別掛金の額は、加算適用加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の3を乗じて得た額とする。

(脱退事業所に係る特別掛金)

第75条の3 (削除)

(掛金の負担割合)

第76条 加入員及び事業主は、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ掛金を負担する。

区分	加入員	事業主
基本標準掛金	38分の18.5	38分の19.5
基本特別掛金	—	13分の13
加算標準掛金	—	6分の6
加算特別掛金	—	3分の3

(育児休業等期間中の掛金の特例)

第76条の2 法第23条の2第1項に規定する育児休業等(以下「育児休業等」という。)をしている加入員(法第129条第2項に規定する加入員を除く。)を使用する設立事業所の事業主が、基金に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る同条の規定による掛金のうち、免除保険料額(当該加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ法第81条の3第1項に規定する免除保険料率を乗じ

て得た額をいう。以下同じ。)を免除する。

2 育児休業等をしている加入員であって法第129条第2項に規定する加入員である者を使用する設立事業所の事業主が、基金に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る当該加入員に係る同条の規定による掛金のうち、免除保険料額に法第138条第4項に規定する割合を乗じて得た額を免除する。

(積立上限額を超える場合の掛金の控除)

第76条の3 この基金は、毎事業年度の決算において、年金給付等積立金の額が基金令第39条の4第2項に規定する積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準として基金規則第47条の2で定めるところにより算定した額を第74条、第74条の2、第75条及び第75条の2に定める掛金並びに第77条に定める徴収金の額から基金規則第47条の3で定めるところにより控除するものとする。

(徴収金)

第77条 この基金は、設立事業所以外の厚生年保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る第1種退職年金のうち基本年金額に相当する部分及び第2種退職年金の支給に要する費用の一部に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、法第140条の第3項及び第4項の規定により算定された徴収金を徴収する。ただし、同条第8項の規定により免除される額については、この限りではない。

(事務費掛金)

第78条 この基金は、第74条及び第75条に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため毎月事務費掛金を徴収する。

2 前項の事務費掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の2.5を乗じて得た額とする。

3 第1項の事務費掛金は、事業主が全額負担する。

(掛金等の納付義務及び掛金の源泉徴収)

第79条 事業主(加入員が同時に使用される設立事業所以外の適用事業所の事業主を含

む。以下同じ。)は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金及び徴収金(以下「掛金等」という。)を納付する義務を負う。

2 事業主は、加入員に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、加入員の負担すべき前月分の掛金等のうち報酬標準給与の月額に係る掛金(加入員がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の掛金のうち報酬標準給与の月額に係る掛金)を報酬から控除することができる。

3 事業主は、加入員に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、加入員の負担すべき掛金等のうち賞与標準給与の額に係る掛金等を賞与から控除することができる。

4 事業主は前2項の規定によって掛金等を控除したときは、掛金等の控除に関する計算書を作成し、その控除額を加入員に通知しなければならない。

(政府負担金)

第80条 この基金は、国民年金等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号以下「改正法」という。)附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管理者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

(給付現価負担金の受入)

第80条の2 この基金は、法附則第30条の規定により政府から過去期間代行給付現価に係る負担金を受け入れるものとする。

(第1号改定者等に係る徴収金の政府への納付)

第80条の3 この基金は、政府から法第85条の3の規定による徴収金に係る納入告知があったときは、当該徴収金を納付するものとする。

(減少事業所に係る特別掛金)

第80条の4 この基金は、この基金の設立事業所が次に掲げる事由により減少する場合(設立事業所でなくなった事業主の事業及び権利義務を継承する事業主が、引き続きこの基金の設立事業所の事業主として存続する場合を除く。)は、当該設立事業所(以下「減少事業所」という。)の事業主から、減少事業所に係る債務を特別掛金として徴収するものとし、同事業主に対し、設立事業所でなくなった日(以下「減少日」という。)の2週

間前までに納入の告知を行わなければならない。ただし、合併又は事業譲渡の事実の判明が遅れた場合はこの限りでない。

- (1) 設立事業所の事業主が基金あてに任意脱退を申し入れ代議員会が認めた場合
- (2) 合併又は事業譲渡による場合
- (3) その他上記の事由に準ずるものとして代議員会が認めたとき

2 前項に定める減少事業所に係る債務とは、次の各号に定める債務をいう。

- (1) 基本特別掛金収入現価
- (2) 加算特別掛金収入現価
- (3) 繰越不足金（剰余金の処分又は不足金処理後の繰越不足金をいう。以下同じ。）
- (4) 資産評価調整額（ただし、負の場合は零とする。以下同じ。）

3 前項に定める債務の額は、次の各号に掲げる額をいう。

- (1) 前項第1号に定める債務

減少日の属する月の前々月末日における減少事業所に係る加入員の報酬標準給与の月額に第74条の2第2項に定める基本特別掛金率を乗じて得た額に、減少日の属する月（減少日が月末の場合はその翌月）から平成43年3月までの期間に応じ別表第10に定める率を乗じて得た額

- (2) 前項第2号に定める債務

減少日の属する月の前々月末日における減少事業所に係る加算適用加入員の報酬標準給与の月額に第75条の2第2項に定める加算特別掛金率を乗じて得た額に、減少日の属する月（減少日が月末の場合はその翌月）から平成43年3月までの期間に応じ別表第10に定める率を乗じて得た額

- (3) 前項第3号に定める債務

減少日の直前の決算時（減少日の属する月が1月から9月までの場合は前年3月末日、10月から12月までの場合は同年3月末日とする。以下同じ。）における繰越不足金に、減少日の直前の決算時におけるこの基金の加入員に係る報酬標準給与の月額の総計に対する減少事業所の加入員に係る報酬標準給与の月額総計の割合（以下この項において「拋出率」という。）を乗じて得た額。

- (4) 前項第4号に定める債務

減少日の直前の決算時における資産評価調整額に、同日における拋出率を乗じて得た額。ただし、当該金額が負の数となる場合は零とする。

4 減少事業所の事業主は、第1項の規定により納入の告知をされた特別掛金について、減少日の前日までに、この基金に納付しなければならない。ただし、合併又は事業譲渡の事実の判明が遅れたことにより納入の告知が減少日の前日以降となった場合はこの限りでない。

(加入員減少事業所に係る特別掛金)

第80条の5 この基金は、設立事業所が次の第1号に該当して加入員が減少した場合又は第2号に該当する場合において、当該加入員の減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該設立事業所の加入員が減少した設立事業所（以下「加入員減少事業所」という。）の当該減少する加入員（以下「減少加入員」という。）に係る債務及び不足金を当該事業主から特別掛金として一括して徴収するものとする。

(1) 設立事業所の事業主が、会社分割（会社分割後のすべての事業所がこの基金の設立事業所となる場合を除く。）又は事業の全部若しくは一部の譲渡（他の設立事業所に譲渡する場合を除く。）を行い、当該設立事業所の加入員の一部を他の設立事業所以外の事業所に転籍させることにより、この基金の加入員の資格を喪失させた場合

(2) 設立事業所に使用される当該加入員が減少する場合（前号に該当する場合を除く。）であって、代議員会において当該設立事業所と他の設立事業所の掛金負担の公平性を保つため特別掛金を一括徴収すべきと判断した場合。ただし、判断するに当たっては、必要に応じて当該事業主から説明を求めることがある。

2 この基金の設立事業所の事業主は、加入員の資格喪失をこの基金に届け出るときに、当該資格喪失が前項第1号の事由によるものである場合は、その旨を併せて申し出なければならない。

3 この基金は、第1項第1号又は第2号の事由を確認するために、加入員の資格喪失を届け出た設立事業所の事業主に対して、加入員減少の理由の説明を求めることができ、説明を求められた事業主は、この基金に対し、加入員減少の理由を説明しなければならない。

4 第2項の申し出若しくは事業主の説明がなかった場合又は説明の結果、加入員の資格喪失が第1項第1号又は第2号の事由によるものか確認することが困難な場合は、代議員会において同項第1号又は第2号の事由に該当するか決定するものとする。

5 第1項に定める加入員減少事業所の減少加入員に係る債務及び不足金とは、次の各号に定める債務及び不足金をいう。

- (1) 基本特別掛金収入現価
- (2) 加算特別掛金収入現価
- (3) 繰越不足金
- (4) 資産評価調整額

6 前項各号に定める債務及び不足金の額は、次の各号に掲げる額をいう。

- (1) 前項第1号に定める債務

加入員減少事業所の減少加入員が減少する日（以下「加入員減少日」という。）の属する月の前々月末日における加入員減少事業所に係る減少加入員の報酬標準給与の月額に第74条の2第2項に定める基本特別掛金率を乗じて得た額に、加入員減少日の属する月（加入員減少日が月末の場合はその翌月）から平成43年3月までの期間に応じ別表第10に定める率を乗じて得た額

- (2) 前項第2号に定める債務

加入員減少日の属する月の前々月末日における加入員減少事業所に係る減少加入員のうち加算適用加入員の報酬標準給与の月額に第75条の2第2項に定める加算特別掛金率を乗じて得た額に、加入員減少日の属する月（加入員減少日が月末の場合はその翌月）から平成43年3月までの期間に応じ別表第10に定める率を乗じて得た額

- (3) 前項第3号に定める債務

加入員減少日の直前の決算時（加入員減少日の属する月が1月から9月までの場合は前年3月末日、10月から12月までの場合は同年3月末日とする。以下同じ。）における繰越不足金に、加入員減少日の直前の決算時におけるこの基金の加入員に係る報酬標準給与の月額の総計に対する加入員減少事業所の減少加入員に係る報酬標準給与の月額総計の割合（以下この項において「拠出率」という。）を乗じて得た額。

- (4) 前項第4号に定める債務

加入員減少日の直前の決算時における資産評価調整額に、同日における拠出率を乗じて得た額。ただし、当該金額が負の数となる場合は零とする。

7 この基金は、加入員減少事業所の事業主に対し、第1項に該当したときは、速やかに特別掛金の納入告知を行わなければならない。

8 加入員減少事業所の事業主は、第1項に定める特別掛金を、前項の納入告知に記載された納付期限までに、この基金に納付しなければならない。

(減少事業所に係る事務費掛金)

第80条の6 この基金は、減少事業所を最終所属事業所とする受給者に係る年金支給等の事務の執行に要する費用に充てるため、減少事業所が負担すべき金額を算定し、その額を当該減少事業所の事業主から事務費掛金として一括徴収するものとし、同事業主に対し、減少日の2週間前までに納入の告知を行わなければならない。ただし、合併又は事業譲渡の事実の判明が遅れた場合はこの限りでない。

2 前項に定める減少事業所に係る事務費掛金は、次の式で算出される額とする。

減少日の属する月の前々月末日における減少事業所に係る事務費掛金 $\times 12 \times$ (減少日の属する月の前々月末日における減少事業所に係る加入員と受給権者を合算した人数 $-$ 減少日の属する月の前々月末日において予定されている減少事業所に係る連合会移換者数) $\div$ (減少日の属する月の前々月末日における減少事業所に係る加入員と受給権者を合算した人数) $\times$ 減少事業所の年金受給権者の平均年齢における平均余命の年数

なお、当該算定式の年金受給権者の平均年齢における平均余命の年数は、厚生労働省大臣官房統計情報部作成の簡易生命表による平均余命の年数(1年未満切捨て)とする。

3 減少事業所の事業主は、第1項の規定により納入の告知をされた事務費掛金について、第80条の4に定める減少事業所に係る特別掛金と併せて減少日の前日までに、この基金に納付しなければならない。ただし、合併又は事業譲渡の事実の判明が遅れたことにより納入の告知が減少日の前日以降となった場合はこの限りでない。